兵庫県立学校（県立高校・県立特別支援学校） 障がい者人材登録募集要項

兵庫県教育委員会

１、募集職種

職種と職務内容

講師等（臨時講師・非常勤）

臨時講師（常勤）は、教諭、養護教諭等に準ずる職務に従事します。

非常勤講師は、週あたり決まった時間割に応じて勤務します。教員免許必要。

事務職員

県立学校で行う一般事務に従事します。

栄養士

県立特別支援学校で行う児童給食等の専門的業務に従事します。栄養士必要。

校務員

県立学校で行う校舎内外の清掃等環境整備の諸作業を行います。

実習員

職業学科を設置する県立学校で行う実習の補助作業を行います。

調理員

県立特別支援学校等の寄宿舎又は給食施設で行う調理業務及びすいじ・はいぜん等の作業を行います。調理師必要。

※ 免許が必要な職種への応募には、該当する免許（有効期限内）を取得していることが必要です。

２、資格

以下の①～③の条件（講師等は①～④の条件）をすべて満たす方が登録できます。

①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の少なくともいずれかを持っている方

※障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された方を含みます。

②免許が必要な職種については、当該職種に必要な免許を有する方

※教員免許については有効期間中のものに限ります。

③地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

（参考）地方公務員法第16条

・せいねんひこうけんにんまたはひほさにん

・きんこ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

・兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

④講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第９条の以下の各号のいずれにも該当しない方

（参考）学校教育法第９条

・せいねんひこうけんにんまたはひほさにん

・きんこ以上の刑に処せられた者

・教育職員免許法第10条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者

・教育職員免許法第11条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、３年を経過しない者

３、登録手続き及び受付

登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者人材登録申込書」に必要

事項を記入し、兵庫県教育委員会事務局教職員課人事・業務改善班（県立学校担当）へ、持参または郵送してください。

４、登録の有効期間

有効期間は登録を希望された年度限り（１年以内）です。年度を越えて任用を希望する

場合は、再度登録してください。

５、選考の方法

該当の職種に欠員が生じた時に、学校からご本人あてに直接連絡し、面接による選考を

行います。面接の際に障害者手帳の確認をさせていただきます。

６、任用予定校

兵庫県立の高等学校及び特別支援学校

７、任用の時期

任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

※参考：任用が多い時期は４月当初です。例えば、平成３１年４月から任用を希望される方は、平成３１年１月下旬までに、登録申込書を提出してください。

８、任用期間

原則として１年以内。学校の状況に応じ任用期間は異なります。

９、勤務条件

給料等は、それぞれの職種の正規職員・非常勤嘱託員に準じます。（経歴に応じて給料月額を決定します。）

常勤の職員は給料の他、通勤手当、扶養手当、住居手当等諸手当が支給されます。

非常勤の職員は、給料の他、通勤手当が支給されます。

（参考:四大卒直後採用で神戸市内勤務の場合）

臨時講師:204,776円　事務職員:183,103円　栄養士(短大卒):173,211円

校務員:178,514円　実習員・調理員：186,052円　※左記以外に諸手当が支給されます。

非常勤講師:2,800円(50分) ※非常勤は任用形態により差異があります。

１０、登録申込書の配布場所

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事・業務改善班（県立学校担当）（県庁３号館１１階）

※教職員課のホームページからダウンロードができます。（両面印刷をして使用してください）

http://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/index.html

※登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として長３号封筒に返送先を明記のうえ、８２円切手を貼付し、送付してください。その際、「障がい者人材登録申込書」希望と朱書きしてください。

１１、登録申込書の提出先及び問い合わせ先

〒６５０－８５６７（この番号を使うと住所の記載は不要です）

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事・業務改善班（県立学校担当）

TEL（０７８）３４１－７７１１　内線５６５６　FAX（０７８）３６２－４２８４

１２　その他

○　登録内容に変更が生じた場合は、必ずハガキや電話等で連絡してください。

○　任用には限りがありますので、登録しても任用できない場合があります。

○　登録された方は、任用が決まり次第、別紙様式で早急にFAXまたはハガキで任用状況を報告して下さい。

○FAX用紙

兵庫県立学校障がい者人材登録任用報告

教職員課人事・業務改善班（県立学校担当）　行

希望職種

名　前

T E L

下記のとおり任用が決定しましたので報告します。

任用状況

学　校　名 任用期間 職種 任用形態 勤務時間(非常勤)

学校 年　月　日～　 年　月　日 常勤・非常勤

学校 年　月　日～ 　年　月　日 常勤・非常勤